

平成 27 年度第 2 回稲城市総合教育会議

平成 27 年 5 月 11 日、午前 10 時 00 分から稲城市地域振興プラザ 4 階会議室において、平成 27 年度第 2 回稲城市総合教育会議を開催した。

1 出席構成員は、次のとおりである。

稲城市長	高橋	勝浩
稲城市教育委員会委員長	小野	好江
稲城市教育委員会 委員長職務代理者	伊勢川	岩根
稲城市教育委員会委員	城所	正彦
稲城市教育委員会委員	保坂	律子
稲城市教育長	小島	文弘

2 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤	徹男
教育部教育指導担当部長	杉本	真紀子
教育部教育総務課長	石田	昭男
教育部指導課長	並木	茂男
教育部教育総務課教育総務係長	斎藤	晃二

3 事務局として出席した職員は、次のとおりである。

企画部長	武藤	路弘
企画部企画政策課長	杉本	勇人
企画部企画政策課企画政策係長	長崎	健
企画部企画政策課企画政策係	木村	嘉孝

4 会議に付された事項は、次のとおりである。

調整事項 1 稲城市総合教育会議運営要綱の策定について

調整事項 2 (仮称) ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱の策定
について

その他

協議事項 教科書採択の方針案について

市長 皆さんおはようございます。定刻となりましたので、第2回稲城市総合教育会議を開催いたします。

先日、4月14日、第1回目ということで会議を開かせていただきましたが、前回は運営要綱の案をご提案したということと、初顔合わせということでございまして、実質的な教育大綱の審議等々につきましては、市長の任期満了直前であったということもありまして、選挙の結果いかんによっては、違う方が市長になる場合もあることから、任期満了直前にそういった市の大事な施策大綱を決めるのはいかななものかということで、前回、第1回目には組織をつくるということで、先送りさせていただきました。選挙で新しい市長が選ばれた後に大綱を整理しようということでお話しさせていただきました。ですから、実質的には今回、第2回目が初会議ということになるかと思いますが、時間の許す限りご議論いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして進めさせていただきたいと思います。

まず、協議題の1「稲城市総合教育会議運営要綱の策定について」を協議させていただきます。なお、本件については、調整事項となります。初めに、企画政策課長より詳細説明をお願いします。

企画政策課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りいたしました、稲城市総合教育会議運営要綱（案）をご覧ください。

なお、この運営要綱につきましては、前回、4月14日の第1回の会議の中でご意見をいただきました。その内容を事務局で修正させていただいております。大きく3点、修正させていただきましたので、修正内容について、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、第2条第2項の「前項に規定する書面には」という中の次の行、「総合教育会議に付議すべき案件を明記しなければならない」ということで、ここを「案件」に修正しております。これは前回会議の中で「事件」という形で表記しておりましたが、要綱ということで、皆さんがわかりやすいような表現ということで、こちらは「案件」ということで表記を修正させていただいております。

続きまして、第2条の下に第3条として、今回、所掌事務を新たに追加しております。この内容につきましては、総合教育会議は、法第1条の4の規定に基づき、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

(1)として、大綱の策定。(2)として、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重

点的に講ずべき施策。(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害を生じ、又はまさに被害を生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。(4) として、上記各号に関する市長及び教育委員会の事務。ということで、こちらの内容は、この総合教育会議の中でどのような事務を行っていくのかということを確認に明記していくということで、今回、このような内容を入れさせていただいております。

また、次の条項から、今の所掌事務が入りました関係で、全て条ずれが起こっております。その関係で条の番号がずれているというのが3点目の修正点でございます。

以上、このような形で稲城市の総合教育会議運営要綱、こちらは前回の意見に基づきまして修正し、この内容で進めさせていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

市長 詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(なしの声)

市長 それでは、「協議題1 稲城市総合教育会議運営要綱の策定について」は原案のとおり決定することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

市長 ご異議なしと認めます。よって、「協議題1 稲城市総合教育会議運営要綱の策定について」は原案のとおり決定いたします。

今日お配りしているのは「(案)」と書いてありますが、これは取ることになります。そして、日付のほうですが、本日5月11日、総合教育会議の決定ということにさせていただきます。

続きまして、「協議題2 (仮称) ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱の策定について」の協議を行います。なお、本件については、調整事項となります。

この大綱については、市長が策定することとなっておりますが、策定に当たっては総合教育会議で協議することが地方教育行政の組織及び運営に関する法律で義務づけられており、ここで協議・調整を行うものでございます。

大綱の原案については、教育長と協議をした上で、教育委員会の事務

方のトップとして素案を作成していただいたものを本日配付しておりますので、教育長より説明をお願いします。

教 育 長

それでは、お手元の稲城市教育大綱、「(仮称) ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」案をご覧いただきたいと思います。両面にわたっております。

大綱の素案につきましては、教育委員会が教育基本法や国や市の教育振興基本計画などと直接関係していること、また、担当していることなどから、市長との事前協議を踏まえまして、教育長の私と事務局で素案を作成させていただきました。

まず、タイトルでございますけれども、第四次稲城市長期総合計画の施策の大綱の一つであります「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」から引用して、稲城市の教育理念としています「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」といたしました。

次に、内容についてでございますけれども、前文と、「第一 大綱」から「第四 施策の柱」までの4部構成として作成しました。

「第二 教育目標」以降は稲城市教育振興基本計画の記載内容としておりまして、稲城市教育振興基本計画を内包する形となっております。

前文は、稲城市の教育大綱の策定に当たっての考え方を記載しております。

「第一 大綱」は、教育の原点に立ち返って、教育基本法の目的や目標内容、学習指導要領の内容などを網羅しながら、また、稲城市教育委員会がこれまで積極的に取り組んできた自然教育や人権教育などとの整合も図りながら、教育大綱項目として6項目を掲げております。この6項目を大綱と表現しておりますけれども、この案全体を大綱としていただければと思っております。

「第二 教育目標」以降は、先ほども申し上げましたとおり、稲城市教育振興基本計画でうたっている取り組み内容でございますが、1点だけ追加をさせていただいております。「第四 施策の柱」、二つ目の丸、「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進の3番目の点でございます。21世紀に活躍する人間の育成にふさわしい教科書の採択という項目でございます。これは2016年度から中学校で使用する教科書の指針となる学習指導要領解説書が改訂されたことによりまして、社会科では史実に基づく内容を教科書で教えることは重要として、竹島と尖閣諸島が日本の固有の領土と明記されるようになりました。大変大きな変更があったという状況も踏まえまして、教科書は子供たちの教育にとって重要なものであ

り、将来の日本を背負って立つ子供たちの育成にふさわしい教科書を採択することは大人の責任であることを再認識する必要があるという意味で記載させていただきました。

市長との協議を踏まえ、稲城市の教育、学術及び文化の振興に必要と思われる施策を網羅したつもりでございますけれども、もっと記載したほうがよい項目、または削除したほうがよいと思われる項目、変えたほうがよいと思う表現など、さまざまな意見があろうかと思えます。ぜひよろしく協議していただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

市長 以上で教育長からの詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願ひします。

城所教育委員 今回の稲城の教育大綱につきましては、いわゆる第二次稲城市教育振興基本計画の基本理念が内包されていて、我々教育委員からすると非常に共感できる部分があるんですが、市長のお考えとして、今まであるこの稲城市教育振興基本計画と大綱との整合性というか、関連性、あるいは今後教育施策を打つに当たっての歩調といいますか、その辺はどうお考えになっているのか、一応、ご確認したいのですが。

市長 今回の教育大綱は、法律改正に基づいて新設をするわけでありましてけれども、今回、稲城市においては第二次稲城市教育振興基本計画のほうが先行してできていたということになります。今後、もし教育大綱を改定するか新規につくる場合については、やはりこの教育について最も根本な考え方である大綱というのは最上位の計画方針ということにもなるかと思えますので、基本的にはこの総合教育会議の席でつくられた教育大綱をもとに、稲城市教育振興基本計画なり、各種の施策がそれに基づいてつくられるというべきであるというふうに思います。そういった意味では、今回、順番が逆転してしまっているということはあるんですが、教育委員会さんで今回は先行してつくられた第二次稲城市教育振興基本計画そのものは、もちろん、これは教育委員会で作成されたということですので、特に市長として、それに何か反対するというということもありません。また、これまでの稲城の伝統、歴史、教育、風土、そういったものを全て踏まえた上で今回の第二次稲城市教育振興基本計画がつけられているわけでありまして、特にそれとの整合性というのをあえて議論するまでもなく、連続性のあるものと考えております。

先ほども教育長からお話があったように、あるいは考え方の中にあるように、もともこの第二次稲城市教育振興基本計画自体がこの教育大綱の中に内包されるというような考え方、いわゆるおのおのの行政計画が、例えば、長期総合計画を頂点に、それに基づいてそれぞれの実施計画、所管部での計画ができるのと同じように、大もとがその教育大綱という一つの考え方がある、それに基づいてさまざまな方針、施策、事業ができてくると考えます。そういった意味では、今回、順番が前後しておりますけれども、第二次稲城市教育振興基本計画そのものと相反するものではなく、それが相対立するものでもないということがあります。むしろ、そうしたこれまでの教育委員会、稲城市の教育の独自性、成果、そういったものを踏まえて、稲城らしい教育というものを希求するために、今回の教育大綱を策定すべきなのかなという意味では同じ方向を向いているだろうというふうに考えています。

城所教育委員 ありがとうございます。

市 長 ほかにごありますか。委員長。

教育委員長 大綱第一のところに、「義務教育終了までに、すべての子どもに公共の精神を尊び、自立して社会を生きぬくための基礎の育成」というふうにあります。これは非常に大切なことであると考えておりますが、義務教育の中で社会性を身につける必要があるというふうにありますけれども、具体的には市長はどのようにイメージしていらっしゃるか、そのあたりをお聞かせいただけたらというふうに思います。

市 長 これは私の個人の持論にもなってしまうのかもしれませんが、教育というと非常に幅があって、初等教育から中等教育、高等教育というふうな段階も踏んであるわけでありますが、それぞれ役割があるんだろうなと考えます。義務教育前の幼稚園、保育園の段階から一定の教育に準ずるようなもの、あるいは教育そのものを受けているわけでありまして、義務教育が終わっても、いわゆる高等教育、あるいは大学に行くのが何か当たり前と思われている。かつては、小学校、中学校に行くのは普通で、それより前と後ろはオプションというような考え方があったんだろうと思います。しかし、今は前後含めて全部がフルセットで普通というふうに思われている。そういった意味では、逆に高等教育というか、大学などの専門教育がやや軽んじられているというか、内容的にも

質的にも下がっているというような危惧もあるわけでありませけれども、義務教育そのものがどういう役割かといえば、やはり国力の増強、最低限の社会に出ていくためのスキルを上げるということでもあります。もともと日本は、明治の学制改革以前からも相当程度教育水準が高くて、識字率もほとんどの子供たちが字を読めるような状況であったわけです。必ずしも明治開国以前の教育水準が低かったわけではないと思いますけれども、やはりその中で等分に、ある程度社会に出て自立ができるような最低限の教育水準をあまねく全国の児童、生徒に対してそういった能力をつけるという意味では、やはり明治の学制改革以後の均等な皆さんに対する教育サービスの提供という意味では必要なのかなと考えます。

それをどこまでの水準にするかというのは、これはかなり人によって求める水準があろうかと思えます。また、本人の能力等々もあり、また、地域性もあるのかもしれませんが、最低限、社会に出てというのは、16歳になって中学校を出れば、それ相応に就労ができて、自分の労働に基づく対価によって生活をする事ができる。社会に出ていくわけでありませますから、そこから先の高等教育のオプションとはまた別に、最低限、そういった意味での自立、自活ができることが水準になるかと考えます。若干疑問があるのは、では、16歳で社会に出て、法律行為ができるのかというと、稼ぐのはできるかもしれないんですが、アパートを借りたり、あるいは車の免許を取ったりというような、いろいろなものが年齢的にねじれていますので、本当に自立、自活した生活ができるのかというと完全ではありませんが、未成年の段階で社会に出て、ある程度の自立というレベルは最低限獲得をしなければならないだろうと考えます。それがどこまでかというのは、時代によっても変わってくるのかなと思えます。例えば、パソコンの技能は30年ぐらい前まではなかったわけで、そういった技能がなくても、社会人としては問題なかったわけですが、今はもう最低限パソコンの操作ができないと社会人としては成り立たないという部分もあろうかと思えますので、義務教育としては、オプションじゃなく、本科としてパソコンを皆さんにやってもらっているわけです。

ですから、自立のためのスキルの内容というのは時代によっても変わってくるかもしれませんが、そういう意味で、具体的にどうこうというよりは、16歳で社会に出たとしても最低限の自立ができる程度の学力、能力をつくる。それが義務教育の目的だと思いますし、そのいろいろな教科、よく算数は社会に出ても必要ないと思える子供さんがいますが、やはりその全てが脳の発達、発育によい影響を及ぼすと思えますし、ま

た、その全てが、しいては全体の中で生活をしていくための能力を身につけることにもなります。人間というのは一匹狼みたいな動物ではありませんので、群の中で暮らしていく、自分があって、人があって、それから、集団、組織の中で生涯生活をしていくという意味では、自己の確立と他人との関係をつくっていく。まさにそれは社会化をしていくわけだと思いますが、その社会化のための最低限の能力をつけていくことが私は義務教育の最大の目標だと思っていますので、まずはその一番大事なものとして、大綱の一番目に置いてはどうかと考えます。もちろん、それが全てではないですし、その前後をつなぐもの、さらには高等教育、あるいは趣味レベルのいろいろな技能というものもあるとは思いますが、それをここにぜひ持っていききたいなというふうに思ったわけがあります。

教育委員長 ありがとうございました。

委員長職務代理者 意見ですけれども、教育基本法や国の教育振興基本計画の理念や精神が盛り込まれているということは教育委員会にとっても歓迎できるものでありますが、また、第二次稲城市教育振興基本計画については策定作業を進める中で我々教育委員も活発な議論を展開してまいりました。また、本計画の理念が教育大綱の名称に活用されているということなど、施策の体系が盛り込まれていることについては大いに賛成できるということとされます。

保坂教育委員 大綱の体裁なんですけれども、第一の大綱部分では各項目が数字で始まっているんですが、第二、第三、第四の各項目は丸で始まっています。ちょっと全体として流れに違和感がありますので、統一したほうがいいかと思えます。

市 長 ありがとうございます。そうですね、これは何か、第二、第三、第四についても、今、丸で表記してあるところを1、2、3と訂正をしてよろしいでしょうか。

教 育 長 はい。丸を数字にします。

委員長職務代理者 今言われた第四の施策の柱の丸2、「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進の部分なんですけれども、3番目の21世紀に活躍する人間の育成

にふさわしい教科書の採択について、第二次稲城市教育振興基本計画では具体的に触れられていないんですけれども、ここであえて記載したという理由をお聞かせ願えればと思います。

市長 教科書そのものは、義務教育の中ではその入り口としての検定教科書、そして、それを使うという意味では本当に大切なものであると考えます。高等教育になれば、それぞれの教授のご意向によって、いろいろな考え方、多様な考え方をその教授の個人の趣向によって、教科書ないしはご自身で書いた論文等々を参考にそれを学習していただくということであろうかと思えます。しかし、やはり先ほど言ったように、義務教育の役割というのは、最低限の社会化をするためのスキルを身に付けていただく、それが地域によって、あるいは場所によって、あるいは教育委員会の考え方によって大きく変わってしまうのはいかなものかなということがあります。やはり全国、公平、公正にある程度の最低基準としては、等しい教育環境、教育を受ける権利というのもあるわけでありますから、その中では教科書というものの採択が偏ってはいけないんだろうなと考えます。

現在、その教科書の採択については、何か特別の考えによって採択そのものが偏ってはいけないという仕組みは十分今も機能しているんだろうと思えますが、ただ、教育大綱そのものを定めるに当たっては、それが一番入り口として大切なことであろうと思えます。あえてそれを避けて通るといふのはいかなものかなということもありまして、そこでふさわしい教科書を採択すべきだと思います。これは当然のことなんです。これは当然のことだからといって、これを省略していいということではないと思えますので、ぜひこれについては教育大綱の中に正しい、ふさわしい教科書の採択というものについては一言入れておきたいというのが私の考えであります。

委員長職務代理者 ありがとうございます。

市長 いずれにしても、稲城市のこれまでの教育の歴史、伝統、考え方、そういったものを継承しながら、それを特別否定したり、あるいは方向を変えようとかという前提ではございません。これまで引き継いできた稲城の教育、伝統をさらに引き延ばすとともに、国の定めた教育基本法の理念、これを十分に実現するための大綱になっていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、何か不足とか、これはどう

かということがないようでしたら、基本的にはこのような大綱のアウトラインの中で進めていってはどうかなということで案としてご提案しているわけであります。

大変、釈迦に説法になってしまうかもしれませんが、最後にもう一度だけ、教育基本法の第2条の目標というものを確認しておきたいと思えます。読み上げますので皆さんと一緒に確認したいと思えます。教育基本法第2条。「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」ということで、5項目挙げられています。

第1号、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。同様の趣旨はこの大綱の中にも、文言はそっくりではないんですけれども、この中の趣旨としては入っていると思えます。

それと、第2号、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。まさに、自立、自活、社会化ということだと思えますが、こちらも、ニュアンスとしては大綱に入っていると思えます。

次に第3号ですが、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。公共の精神、社会化、まさに第1番目に入っていることと思えます。

それから、第4号ですが、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。これも2番目のところに入っていると思えます。

それから、最後の第5号ですが、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。まさに自分さえよければいいということではなく、他人、他国、そういったものを尊重しながら、同時にふるさと、あるいは愛国心を養うということであると思えます。これも大綱に入っていると思えます。

教育基本法の第2条の目標はおおむねこの大綱にもそのまま内包する、その趣旨を捉えてということではありますが、教育基本法は第3条に生涯学習の理念ということで、これも大事な、義務教育だけとか学校教育だけでやればいいのかということではなく、生涯にわたっての教育が受けられる、そういう環境の実現を図らなければならないということであり、

それはこの中にも取り入れていると思います。それから、第4条、これも大事だと思います。教育の機会均等ということで、ひとしく教育を受ける機会を確保されなければいけないという趣旨の文言が第4条に書いてありますけど、これも全体にわたって考え方は当然引き継いでいるということでもありますので、教育基本法の本質は稲城市の教育大綱の中に十分取り入れているのではないかなというふうに思っております。

また、稲城市の稲城市民憲章というものが、昭和56年に制定されています。これは、当時の稲城市長は森直兄さんだったわけですが、森直兄さんは教育者、校長先生あがりという市長さんでございまして、非常に教育には熱心、造詣の深い方ですけれども、森直兄さんのお声かけによって稲城市民憲章というのはつくられたということになります。今読み返してみますと、かなり多分にこの教育基本法などの精神も全部取り入れて、そのニュアンスというのは何となく同じ流れなのかなという意味では、やっぱり先生らしい雰囲気というのはあるのかなと思います。

それでは、ほかにご意見よろしいでしょうか。

(なしの声)

市長 そうしましたら、今、ご提案を差し上げているのは案ですが、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」ということで、題名についても仮称を入れ込んでおります。符号のところを修正するということはありましたけれども、それ以外のところは原案のとおり作成することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

市長 それでは、協議題の2、「(仮称)」を取っていただきまして、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱について」はそのように決定させていただきます。今お配りしました資料の頭の「(仮称)」というのを取っていただくとともに、右上の日付は5月11日、本総合教育会議での決定ということにさせていただきます。

本日の協議題1、2については以上でございまして、3番の「その他」に移らせていただきたいと思います。

先ほどご議論いただきました教育大綱に盛り込まれた施策の中で、施策「第四 施策の柱」の2ですね、その3点目でございますが、教科書

採択、それについてお話しできればと思いますが、教科書採択そのものは非常に大事なものであるということでもあります。一方で、今回の法改正、制度改正でも、基本的には教科書採択そのものはこの総合教育会議の中で行うわけではなく、従来どおり教育委員会のそれぞれの所管の組織の中で適正、公平に採択をされるということは当然あるわけですが、その教科書採択についての方針という考え方をこの場で協議事項として意見交換ができればというふうに思っておりますが、委員長いかがでしょうか。

教育委員長 ぜひお願いをしたいと思えます。教科書採択の方針につきましては、教育委員会で方針案を作成したものがありますので、その内容をご紹介したいと思えますが、いかがでしょうか。

市長 ご提案いただきまして、ありがとうございます。それでは、協議事項として、その他のところに「教科書採択の方針案について」を追加上程させていただきたいと思えます。

それでは、教育委員会から資料配付と説明をお願いします。

(資料配付)

市長 では、その案について、ご説明をよろしくをお願いします。

教育委員長 教科書採択の方針案につきましては、教育指導担当部長より説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

市長 では担当部長、よろしくをお願いします。

教育指導担当部長 それでは、お配りさせていただきました「稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針」の案文について、説明させていただきます。

まず、大きく3項目をセッティングしました。この記載事項につきましては、全て国及び東京都の通知文を踏まえて作成いたしましたところでございます。

大きな1は、基本的な姿勢について、大きな2は、記事の内容について、大きな3は、調査研究や、またより広い視野からの意見反映という姿勢についてということで考えさせていただきました。

もう少し詳細な説明に入らせていただきたいと思います。

項目の1、基本的な姿勢につきましては、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。大原則というふうに踏まえまして、このように設定いたしました。

大きな項目の2、記事の内容に関することにつきましては、まず、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、及び稲城市教育振興基本計画、稲城市教育委員会教育目標を踏まえるとともに、稲城市の実情及び記事の公正さに配慮すること。そして、加えまして、特に以下の内容について、学習効果がより高く得られるよう留意すること。この「学習効果がより高く得られるよう留意すること」ということの内容につきましては、教育基本法第2条、教育の目標の項目を踏まえて設定いたしました。

4点です。①生命や自然の尊重、環境の保全、②伝統と文化の尊重、③我が国と郷土を愛し、他国を尊重、④国際社会の平和と発展に寄与。

それでは、続きまして、大きな項目の3の説明をいたします。先ほど申し上げましたとおり、この大きな3の項目は、調査研究、そして、より広い視野からの意見反映といった基本的な姿勢に関する追加事項ということになります。教科用図書審議委員会及び教科用図書調査研究委員会における専門的な調査研究が十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かすとともに、より広い視野からの意見を反映するため、学校・市民・保護者の意見を踏まえた調査研究の充実に努めることといたしました。

説明は以上でございます。

教育委員長 教育委員会といたしまして、この方針案は以上の内容となりますが、この内容につきましては市長からご意見をいただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

市長 ご提案ありがとうございます。
先ほども申し上げましたとおりでございますけれども、今回の法改正に基づきましても、教科書採択そのものをこの総合教育会議のほうでコントロールしたり、決定するものではありませんので、そういった意味では今ご提案いただいたものが私の思っているアウトラインに非常に近い考え方なのかなと考えます。大綱に教科書採択についての考え方を盛り込み、それに基づいて、この総合教育会議の中で教科書採択についての公平さ、公正さを担保する一つのアウトラインを決めようという趣旨には非常に適したもののかなというふうに思っております。

教育委員会さんのほうから今ご提案いただきましたが、特にこれにつ

いて変更のご意見がなければ、このままこれを総合教育会議の中での教科書採択の方針ということで決定させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

教育委員長 合意が得られれば、ぜひお願いしたいと思います。

市長 それでは、この案の形を決定とさせていただきたいと思います。それでは、これも「(案)」というのを消していただきまして、きょうの日付、総合教育会議で決定した旨を入れていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の第2回稲城市総合教育会議の協議題1、2、並びに3で今追加で教科書採択の方針についてを決定させていただきました。用意された議題については以上でございますが、その他に何かございますでしょうか。

(なしの声)

市長 なければ、以上で本日の総合教育会議の日程は全て終了いたしました。なお、次回は教育振興基本計画の進捗状況等を協議題とさせていただきまして、10月から11月ごろに開催を予定させていただきたいと思えます。また具体的な日程については事務局から調整させていただきたいと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

設置要綱、運営要綱にもありますとおり、大綱を策定する、あるいはそういった日ごろの運営実施状況をチェックするというのみならず、この総合教育会議については、何か大きな課題、問題、児童・生徒の危険等々があった場合について、その危険対応だとか危機管理等々についても開くことになっているわけでありましてけれども、ぜひそういった事態がないことを願って、今回は閉めさせていただきたいと思えます。大変ありがとうございました。

(午前10時45分終了)